

兵庫県保険医協会神戸支部 研究会のご案内

めまいのリハビリテーションと 治療薬の選択について

日 時 6月10日（土）午後5時～

※午後5時から15分間クラシエ薬品（株）製品紹介予定

会 場 兵庫県保険医協会 5階会議室

講 師 横浜市立みなと赤十字病院 めまい平衡神経科 部長

新井 基洋先生

参加費 無料 共 催 クラシエ薬品株式会社

「めまいリハビリテーション（以下、めまいリハ）」は各種めまい疾患の治療に対する有用性が確認されており、様々な疾患に起因するめまいやふらつきに効果を有する。めまいリハは、1946年に英国で初めて実施され、本邦では1989年に日本平衡神経科学会（現 日本めまい平衡医学会）で平衡訓練の基準化が行われている。

当院ではめまいリハを無償で行っている。まず患者に入院（5日間）してもらい、集団によるめまいリハを行っている。集団による加療には孤独感の軽減や周囲の励ましなど、メリットは数多く、実際にめまい症状のみならず不安や抑うつ状態、QOLの改善をも認めている。

さらに当院では、めまいリハに加えて薬物療法も行っている。めまい治療に用いられる新薬は直近の数十年間で発売されていないが、治療の手札を増やすために漢方薬も治療に取り入れている。効能・効果にめまいを有する半夏白朮天麻湯を、いわゆる「証」をみることなく使用し治療成績を検討した。さらに半夏白朮天麻湯は胃腸虚弱な患者に向く薬剤であることから、治療前の消化器症状がめまい関連症状に及ぼす影響についても追加解析を行った。

めまいは安静にしているだけで治癒するケースもあるが、めまいリハを取り入れることで積極的な治療が可能な疾患でもある。集団によるリハビリテーションと教育、そして半夏白朮天麻湯の併用という選択も視野に入れて、明日からの診療に役立てていただきたい。（新井記）

* お問い合わせは TEL 078-393-1809 神戸支部担当 前川・小西まで

【参加申し込み】FAX 返信：078-393-1820 - - - - -

神戸支部 研究会に（ ）人、参加します

地区 _____ 医療機関・施設名 _____

代表者お名前 _____ 職 種 _____

TEL _____ FAX _____

兵庫県保険医協会

301号 2017年5月25日

神戸支部ニュース

発 行 兵庫県保険医協会神戸支部

連絡先 〒650-0024 神戸市中央区海岸通1-2-31 神戸フコク生命海岸通ビル5F

兵庫県保険医協会 TEL/078-393-1801 FAX/078-393-1802

職員接遇研修会 感想文

感謝を忘れず明るく、楽しく



(上) 講師を務めた水原道子先生
(右) 実践を交えた研修会で会場は盛り上がった



神戸支部は4月22日、協会会議室で職員接遇研修会「患者接遇の基本～笑顔と心遣いのコミュニケーション～」を開催。大手前短期大学の水原道子教授が講演し、会員・スタッフら78人が参加した。森垣驍先生の感想を紹介する。

若い女性を中心に満杯の会議室、いつもそうされるようだが、水原先生の一オクターブ高い、優しいがはっきりとした声で講演が始まった。

対応の基本は優しく、心遣い、笑顔をもって、右肩を下げ、目尻を下げてと、有名な歌手、ファ

ミレスの職員の対応等例をあげながら話される。あ…明るく、い…いつでも、さ…先に、つ…続けて、の「あいさつ」が大切とのこと。

待たされている患者さんの気持ちになって (2面に続く)

（2面からの続き）

右肩を下げ、下から見上げる態度で。この人は自分に優しい人と、混んでいても心の中にゆとりを持たせてあげれば、患者さんは楽しく待てる。逆では疲れる。5分を10分にも感じると話された。

職員（特に新人）に対し、接遇は皆同じ目線ですること等強調され、できない人間は頭数に入りませんとチクリ！その後、2人1組になって実践となった。

次に後半は電話対応。特に大切なことは、ここまで話すと決めておくこと、分からぬことは答えないこと。

原則診療中には取り次がないものだが、緊急の場合は診察の患者さんに一言断って取り次ぐ

ことになる。この対応はなるべくベテランの人が当たった方がよい。電話一つで、後で大変なトラブルになることがある等、事例をあげてのお話があった。

また、クレームの対処法について、特に表情や言葉の使い方を詳しく話された。ただの慣れ合いと親しみは違うこと、予約時間から診療が15分以上遅れる時は説明を、また騒がしい子どもさんへの対応、耳が聞こえない方への対応等、さまざまなケースでの対応についてお話された。最後にいつも感謝を忘れず、明るく、楽しくと締めくくられた。

私が先生のお話の真意を見過ごしていたらお許してください。

【東灘区 森垣 驍】

兵庫県保険医協会 神戸支部

初心者のための保険請求事務講習会のご案内

日時 7月15日（土）15時～18時
16日（日）10時～15時

会場 協会5階会議室



（プログラム）

<1日目>15時～18時

※保険診療とは、窓口業務、点数の解説、薬剤料の計算など

<2日目>10時～15時

※診療報酬請求の実務、レセプト作成実習と解説

参加費 8,000円

（テキスト・資料代、2日目の昼食代含む）

お申込み・お問い合わせは、☎078-393-1803まで

学習会「憲法『改正』を考える」

一挙に憲法をひっくり返す 「緊急事態条項」

神戸支部は5月13日、協会会議室で学習会を開催し、11人が参加した。「憲法『改正』を考える～緊急事態条項を中心として」をテーマに、兵庫県弁護士会・元日本弁護士連合会災害復興支援委員会委員長の永井幸寿弁護士が講演した。佐々木徹支部幹事が司会を務めた。

緊急事態条項とは、戦争や大規模な自然災害など、非常事態において、国家権力が憲法秩序を一時停止して、非常措置を取る権限をいう。自民党の憲法改正草案では、内閣総理大臣は戦争や大災害等の緊急事態となった場合、緊急事態の宣言を発し、内閣が法律と同一の効力を有する政令を制定できるようになる旨が書かれている。

衆議院憲法審査会でも参考人として意見陳述している永井氏は、憲法9条の改正を狙ったが、国民の反対で難しいと考えた自民党が、国民が同意できるところから改憲しようと考え、焦点となったのが「緊急事態条項の創設」であると説明。

しかし、災害等の場合の対応については、他国と比べても、政府が強力な権限を有するように法律で定められているとした。また、日弁連が東日本大震災被災自治体に行ったアンケート



講師を務めた永井幸寿先生

で、96%の自治体が「災害対応に憲法は障害にならなかった」と回答、92%が「市町村に主導的な権限を与えてほしい」と回答していたという結果を紹介し、災害対策に改憲は不要と強調。

また、テロ対策は、政策によって予防できるし、非常時への対処は法律でできるとした。むしろ緊急事態条項で、過度に権力を集中し、人権が制約されることで、テロから守るはずの基本的な人権や民主主義を破壊することにつながってしまうと懸念を示した。

最後に、永井氏は「緊急事態条項とは、オセロゲームのように一挙に憲法をひっくり返すことができる条項」で、人権を大幅に制限し、民主主義を破壊し、内閣総理大臣という独裁者をつくる「独裁条項」であるとまとめた。

支部ニュースへの投稿を募集しています。

支部ニュースへの投稿を募集しています。

日常診療にかかわることや、主張、趣味のお話などお寄せください。

☎078-393-1809/FAX078-393-1802 e-mail maekawa-h@doc-net.or.jp